

#### 4 現状変更等の許可を要しない場合

文化財保護法第125条のただし書きでは「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。

また、本章第3節の1で示した日常的な生活の営みの範疇に含まれるものも含まれる。

以下で具体例の一部を示すが、事業が該当するかについては、事業計画地を所管する市・町の担当窓口で照会すること。

##### (1) 現状変更

###### i 維持の措置の具体例

維持の措置とは、松島がき損又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく原状に復すること、被害の拡大を防止すること、また当該部分の復旧が明かに不可能な場合に除去することをいう。具体的には、以下の項目が挙げられる。

具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松枯れ病被害木の伐倒駆除・対策</li> <li>・ 松枯れ病被害木除去跡地へのマツの補植</li> <li>・ 枯損又は病虫害を受けた木竹の伐採</li> </ul>
-----	---

###### ii 非常災害の応急措置

管理者や土地所有者、公益施設管理者等による、災害時の緊急性の高いき損等の未然防止や拡大防止のための応急的措置のことをいう。具体的には、東日本大震災を踏まえて以下の項目が挙げられる。

具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 崩落土砂、落石等の撤去及び除去</li> <li>・ 崩落した法面等の応急的防止対策</li> <li>・ き損又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地</li> <li>・ 津波等による堆積土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地</li> <li>・ 緊急車両のための仮設道設置</li> <li>・ 被害箇所のシート・土嚢設置</li> <li>・ 撤去物の仮置き ※主要な鑑賞の場から見えない場所に限る</li> <li>・ ライフラインの原状復旧 ※第2・3種及び海面保護地区に限る</li> <li>・ プレハブ仮設住宅・トイレ等の設置 ※主要な観賞の場から見えない場所に限る</li> </ul>
-----	--

##### (2) 日常的な生活の営みの範疇に含まれるもの

地域住民や土地所有者等による日常的な生活の営みや、土地等を一定の状況に維持する上で必要な行為が該当する。具体例は以下の項目が挙げられる。

具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林や竹林を維持するための間伐・下草刈・枝払い等 ※事業範囲内全てを伐採せず、作業道新設を伴わない場合に限る</li> <li>・ 水田、畑等の経営・耕作に係わるごく簡易な工作物の設置及び客土</li> <li>・ カキ、ノリ養殖や沿岸漁業等に係わる簡易な工作物の設置・改修</li> <li>・ 建築物等の軽微な修繕・補修 ※同系色かつ同じ明るさで規模が拡大しないものに限る</li> <li>・ 建築物・工作物の撤去 ※土地の形質変更を伴わないものに限る</li> <li>・ 面積が5㎡以下で高さ3m以下のごく簡易な建築物・工作物の建築・設置</li> <li>・ 第3種保護地区内で、建築面積が120㎡以下で高さ10m以下の専用住宅及び付帯する外構等 ※周辺の景観と調和するものに限る</li> </ul>
-----	--